

春日井駅前防犯ステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防犯ステーション（以下「ステーション」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 ステーションは、安全安心なまちづくりを推進するために、地域の防犯の拠点となる活動を行う。

(名称及び位置)

第3条 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
春日井駅前防犯ステーション	春日井市中央通1丁目95番地

(ステーションの管理及び運営)

第4条 市長は、ステーションにおける活動の趣旨を理解し、協力する団体にステーションを管理及び運営させることができる。

(協定)

第5条 市長は、前条の団体にステーションを管理及び運営させるときは、当該団体との間において、次の事項について協定を締結するものとする。

- (1) ステーションの地域住民の利用に関すること。
- (2) ステーションの管理運営に関すること。
- (3) ステーションにおける活動内容に関すること。
- (4) 個人情報の取扱いに関すること。
- (5) 損害賠償に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。